

令和7年(2025年)12月2日で 従来の健康保険証は使えなくなりました

従来の健康保険証は、令和7年(2025年)12月2日に
廃止され利用できなくなりました。マイナ保険証が基本
の今、みなさまがマイナ保険証を利用することで、事務効
率化が図られ、みなさまにも大きなメリットがあります。
ぜひマイナ保険証への移行にご協力ください。

受診時に
使えるもの



マイナ保険証



資格確認書



従来の保険証

マイナ保険証利用登録が確認できていない方へ 保険証代わりに使える資格確認書を交付しました

健康保険資格確認書	
家族(被扶養者)	
記号	1 番号 85280 (扶養) 01
氏名	〇〇〇〇
性別	男
生年月日	平成18年 3月17日
認定年月日	令和 7年11月 4日
被保険者氏名	〇〇〇〇
有効期限	令和 8年 9月30日
保険者番号	* * * * *
保険者名称	azbilグループ健康保険組合
保険者所在地	東京都港区赤松町1-2-5 KDX赤松町センタービル 03(5470)1020

▲資格確認書

azbilグループ健保ではマイナ保険証をお持ちでない方へ、保険証代わりに使える「資格確認書」をお送りしています。「資格確認書」はご提示いただくことで従来の保険証と同じように健康保険が使えますが、有効期限がありますのでぜひ、マイナ保険証への切り替えをご検討ください。＊マイナ保険証の利用登録が確認できない人へ事業所の担当者を通じてお送りしています。

交付対象者(申請不要) /

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れて、マイナ保険証が使えなくなった方
- マイナ保険証の利用登録解除申請中または登録解除した方

こんな場合は申請により交付します /

- マイナ保険証による受診が困難(高齢、障害等で第三者のサポート)が必要な方
- マイナンバーカードを紛失・更新中の方
- 資格確認書を紛失した・棄損した方

■今からでもマイナ保険証への切り替えを!

資格確認書でも受診は可能ですが、医師・薬剤師との医療情報の共有や、なりすまし防止などマイナ保険証ならではのメリットは受けられません。やはりマイナ保険証への切り替えをおすすめします。

マイナンバーカードは作成しているが
保険証利用登録をしていない方▶▶▶
医療機関のカードリーダー、セブン銀行の
ATM、マイナポータルから登録できます。



まだマイナンバーカードを
作成していない方▶▶▶



資格確認書だと
メリットが
受けられないのね!



■マイナンバーカードの有効期限切れにご注意ください

マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書には有効期限があります。有効期限の2～3ヶ月前に自治体から水色の封筒で「有効期限通知書」が送付されますので、必ず更新の手続きをしてください。有効期限が切れていても手続きはできます。

更新の手続きの
詳細はこちら▶▶▶



マイナンバーカード搭載の
電子証明書の有効期限

発行日から
5回目の誕生日まで

マイナンバーカードの
有効期限

発行日から
10回目の誕生日まで
※18歳未満は5回目の誕生日まで



電子証明書の有効期限が切れても3ヶ月はマイナ保険証として利用可能です。有効期限の月の月末から3ヶ月経過すると利用登録が解除され、マイナ保険証は使えなくなります。



有効期限確認
しなきゃ!